

二
障害者自立支援法案要綱

障害者自立支援法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、他の障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もつて障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

二 市町村等の責務

- 1 市町村は、障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うとともに、障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと等の責

務を有すること。 (第二条第一項関係)

- 2 都道府県は、自立支援給付等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うとともに、市町村と協力して障害者等の権利の擁護のための必要な援助等を行ふこと等の責務を有すること。 (第二条第二項関係)

- 3 国は、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う責務を有すること。

(第二条第三項関係)

三 国民の責務

すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならないこと。 (第三条関係)

四 定義

1 障害者及び障害児

「障害者」とは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者の

うち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者（知的障害者を除く。）のうち十八歳以上である者をいい、「障害児」とは、児童福祉法に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいうこと。（第四条第一項及び第二項関係）

2 障害程度区分

「障害程度区分」とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいうこと。（第四条第四項関係）

3 障害福祉サービス等

「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設等において行われる施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下「施設障害福祉サービス」という。）を除く。）を行う事業をいうこと。（第五条第一項関係）

一 自立支援給付

自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給とすること。（第六条関係）

一 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

1 市町村審査会

障害程度区分及び支給要否決定に関する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護給付費等の支給に関する審査会（以下「市町村審査会」という。）を置くこと。（第十五条関係）

2 支給決定等

(1) 介護給付費等の支給決定

ア 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給す

る旨の決定を受けなければならないこと。 （第十九条第一項関係）

イ 支給決定は、原則として居住地を有する市町村が実施し、障害者支援施設等に入所している障害者については、入所前に有した居住地の市町村が実施すること。 （第十九条第二項及び第三項

関係）

(2) 申請

支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村に申請をしなければならないこと。市町村は、障害程度区分の認定及び支給要否決定を行うため、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の心身の状況、置かれている環境等について調査することとし、市町村は当該調査を指定相談支援事業者等に委託することができる。 （第二十条関係）

(3) 障害程度区分の認定

市町村は、市町村審査会が行う障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定を行うこと。 （第二十一条関係）

(4) 支給要否決定等

ア 市町村は、障害者等の障害程度区分、介護者の状況、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事項を勘案して支給要否決定を行うこと。（第二十二条第一項関係）

イ 市町村は、支給要否決定を行うに当たつて必要があると認めるときは、市町村審査会又は身体障害者更生相談所等の意見を聴くことができること。（第二十二条第二項関係）

ウ 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位とする期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量を定めること。（第二十二条第四項関係）

エ 支給決定は、有効期間内に限り、その効力を有すること。そのほか、支給決定の変更、取消し等に関し必要な事項を定めること。（第二十三条から第二十七条まで関係）

3 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

(1) 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

ア 介護給付費及び特例介護給付費の支給は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護（医療に係るものを除く。）、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護又は施設入所支援に関する費用の給付とすること。（第二十八条第一項関係）

イ 訓練等給付費及び特例訓練等給付費は、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に関する費用の給付とすること。（第二十八条第二項関係）

(2) 介護給付費又は訓練等給付費

ア 市町村は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が、都道府県知事が指定する指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設等（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）から指定障害福祉サービス等を受けたときは、介護給付費又は訓練等給付費を支給すること。（第二十九条第一項関係）

イ 介護給付費又は訓練等給付費の額は、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額とすること。（第二十九条第三項関係）

ウ 支給決定障害者等が同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用の額の合計額から介護給付費及び訓練等給付費の合計額を控除して得た額が、家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該同一の月における介護給付費又は訓練等給付費の

額は、イにより算定した費用の額の百分の九十に相当する額を超える百分の百に相当する額以下の

範囲内において政令で定める額とすること。 (第二十九条第四項関係)

エ 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、介護給付費又は訓練等給付費について、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。 (第二十九条第五項関係)

(3) 特例介護給付費又は特例訓練等給付費

市町村は、支給決定障害者等が基準該当障害福祉サービスを受けたときその他必要があると認めるときは、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。 (第三十条関係)

4 サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

(1) サービス利用計画作成費

市町村は、厚生労働省令で定める数以上の種類の障害福祉サービスを利用する者その他の障害者であつて市町村が必要と認めたものが、都道府県知事が指定する相談支援事業者から指定相談支援

を受けたときは、サービス利用計画作成費を支給すること。（第三十二条関係）

(2) 高額障害福祉サービス費

市町村は、支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス及び介護保険の介護給付等対象サービスに要した費用の合計額から当該費用につき支給された介護給付費等及び介護保険の介護給付等の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、高額障害福祉サービス費を支給すること。（第三十三条関係）

(3) 特定障害者特別給付費

市町村は、施設入所支援等に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める特定障害者が、障害者支援施設等から特定入所サービスを受けたときは、当該障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要した費用について、特定障害者特別給付費を支給すること。（第三十四条関係）

(4) 特例特定障害者特別給付費

市町村は、特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けた場合等において必要があると認め

るときは、基準該当施設等における食事の提供及び居住に要した費用について、特例特定障害者特別給付費を支給することができる。 (第三十五条関係)

5 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者

(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定

ア 指定障害福祉サービス事業者の指定は、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所ごとに都道府県知事が行うこと。 (第二十一条第一項関係)

イ 都道府県知事は、申請に係る事業所が人員、設備及び運営に関する基準を満たしていないとき、申請者及び役員等が指定を取り消されてから五年を経過していないとき等に該当するときは指定をしてはならないこと。 (第三十六条第三項関係)

ウ 就労継続支援その他の特定障害福祉サービスの申請はサービス量を定めてするものとし、当該申請に係るサービス量が、都道府県障害福祉計画において定める必要な量に既に達している場合は、都道府県知事は指定をしないことができる。 (第三十六条第二項及び第四項関係)

(2) 指定障害者支援施設の指定

ア 指定障害者支援施設の指定は、設置者の申請により、施設障害福祉サービスの種類及び入所定員を定めて、都道府県知事が行うこと。この場合においては、(1)イを準用すること。（第三十八条第一項及び第三項関係）

イ 申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数が、都道府県障害福祉計画において定める必要入所定員総数に既に達している場合等は、都道府県知事は指定をしないことができること。（第三十八条第二項関係）

(3) 指定相談支援事業者の指定

指定相談支援事業者の指定については、(1)を準用すること。（第四十条関係）

(4) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者の責務

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者（以下「指定事業者等」という。）は、市町村その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービ
ス又は相談支援を、障害者等の意向、適性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなけれ

ばならないこと等の責務を有すること。 (第四十二条関係)

- (5) 指定障害福祉サービスの事業、指定障害者支援施設等及び指定相談支援の事業の基準
指定事業者等は、人員、設備及び運営に関する基準に従つて、指定障害福祉サービス等又は指定
相談支援を提供しなければならないこと。 (第四十三条から第四十五条まで関係)

(6) 指定の取消し等

都道府県知事は、指定事業者等が人員、設備及び運営に関する基準に従つて適正な事業の運営を
していないと認めるときは、勧告、公表、命令等を行うことができることとともに、指定
の取消し、指定の効力の停止を行うことができる。 (第四十九条及び第五十条関係)

三 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給

1 自立支援医療費の支給認定

- (1) 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村又は都道府県（以
下「市町村等」という。）の自立支援医療費を支給する旨の認定を受けなければならないこと。 (

第五十二条関係)

- (2) 市町村等は、障害者等の心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとすること。 （第五十四条関係）
- (3) そのほか、支給認定の有効期間、支給認定の変更、取消し等に関し必要な事項を定めること。 （第五十五条から第五十七条まで関係）
- 2 自立支援医療費の支給
- 市町村等は、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者が、都道府県知事が指定する指定自立支援医療機関から自立支援医療を受けたときは、自立支援医療費を支給すること。 （第五十八条関係）
- 3 指定自立支援医療機関の指定
- 指定自立支援医療機関の指定は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により、自立支援医療の種類ごとに行うこと。 （第五十九条関係）
- 4 指定自立支援医療機関の責務等

(1) 指定自立支援医療機関は、良質かつ適切な自立支援医療を行わなければならないこと。 (第六十一条関係)

(2) 都道府県知事は、指定自立支援医療機関が(1)に従つて自立支援医療を行っていないと認めるときは、勧告、公表、命令等を行うことができることとするとともに、指定の取消し、指定の効力の停止を行うことができる。 (第六十七条及び第六十八条関係)

5 療養介護医療費の支給

市町村は、療養介護に係る支給決定を受けた障害者が、指定障害福祉サービス事業者等から療養介護医療を受けたときは、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給すること。

(第七十条関係)

6 基準該当療養介護医療費の支給

市町村は、療養介護に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当施設等から療養介護医療を受けたときは、基準該当療養介護医療費を支給すること。 (第七十一条関係)

四 補装具費の支給

市町村は、障害者等の障害の状態からみて、補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めると
き（障害者等又はその世帯員の所得が政令で定める基準以上であるときを除く。）は、当該補装具の購
入又は修理に要した費用について、補装具費を支給すること。（第七十六条関係）

第三 地域生活支援事業

一 市町村の地域生活支援事業

市町村が行う事業として、障害者、障害児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言
等を供与するとともに、障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業、手話通訳者等の派遣、
日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業等を定めること。（第七十七条関係）

一 都道府県の地域生活支援事業

都道府県が行う事業として、特に専門性の高い相談支援事業その他の広域的な対応が必要な事業等を
定めること。（第七十八条関係）

第四 事業及び施設

一 事業